政令第二百八十一号

人工知能戦略本部令

内閣は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

第一条　人工知能戦略本部（次条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2　専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門調査会の委員は、非常勤とする。

4　専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（本部の運営）

第二条　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、人工知能戦略本部長が本部に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

2　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「船舶活用医療推進本部」の下に「、人工知能戦略本部」を加える。

内閣総理大臣　石破　茂

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十二号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年八月二十日とする。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十三号

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「ともに」の下に「、厚生労働省令で定める場合を除き」を加える。

附　則

この政令は、令和七年九月一日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百八十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　福祉サービスの提供

第五十二条の表第九条第一号及び第四号、第二十四条（見出しを含む。）、第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条の見出しの項中「第九条第一号及び第四号」を「第九条第二号及び第五号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂